

(15) 財務規程

- 第1条 財務部は本会の基本財産と運用財産について的一切を管理し、収入・支出会計と現金・預金の保管業務及び予算・決算業務を行う。
- 第2条 財務部に部長、副部長、部員若干名を設ける。
部長、副部長は理事会の議決を経て会長が任命する。
- 第3条 部長は収入・支出について事務局規程に基づく決裁を経て取り扱うものとする。
- 第4条 部長は伝票、金銭出納簿、科目別収入・支出簿、収入及び支出の証拠書類を備え付けなければならない。
会計処理にかかわる伝票、帳簿、支払証拠書類の保存は決算終了後10年間とする。
- 第5条 部長は年度終了後に新年度の会計予算（案）を作成し会長に提出しなければならない。会長は提出された予算（案）について検討を行った上、理事会に付議し承認を受けなければならない。
- 第6条 部長は年度終了後に会計の決算（案）を作成し、収入・支出証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。会長は提出された決算（案）について検討を行ったうえ、監事・公認会計士の監査を経て、理事会・評議員会に付議し承認を受けなければならない。
- 第7条 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 第8条 部員は部長の指示に従い、部の職務を分掌する。
- 第9条 各部は費用の支出を伴う事業の実施は前もって収支計画を作成し、財務部長経由の上、会長の決裁を得るものとする。各部の支出結果については支出明細書、支払証拠書類を財務部長に提出し、会長の承認を得なければならない。
- 附 則
2 本規程の改廃は理事会の承認を必要とする。
この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。